

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

残暑御見舞い申し上げます

全国的に猛烈な暑さがつづいていますね。
最高気温が35度以上となる「猛暑日」が当たり前となるばかりか、40度に近い気温も連日続いております。9月となり少しずつ秋の気配を感じたいところですが、今年も残暑が厳しく11月頃まで暑くなる見込み、とのこと。
こまめな水分補給やエアコンの適切な利用を心掛け、十分に休息をとり体調管理に気をつけていきましょう。



令和7年9月吉日
税理士法人 未来税務会計事務所
代表社員(熊本) 会長 西田尚史
所長 中野 隆
代表社員(川内) 所長 吉屋裕司
他職員一同

大雨による被害について

謹んで大雨による災害のお見舞いを申し上げます。
この度の豪雨により被害を受けられた皆様方の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

令和7年8月13日

○熊本県内において10日から11日にかけて降った記録的な大雨により災害を受けられた皆様は、後片付けも猛暑の中となり復旧作業に大変な日々だと心からお見舞い申し上げます。そして盆休みで更に初盆の最中でしたらと思うと心中お察し申し上げます。

○この災害は来年3月15日での確定申告で控除が出来ますので、罹災証明書の手続きを多忙のことと存じますがお願い申し上げます



未来を語り 未来を創り 未来に残す。

す。また被害状況について写真を撮っておいてください。詳しいことは担当者に聞いて確認して下さいますようお願い申し上げます。なお、個人だけでなく法人も被災証明書を必ずもらってくださいね。特に8月決算の場合は早めにもらってくださいね。

《罹災証明書と被災証明書》 ※市町村にご相談ください。
罹災証明書とは、火災を除く自然災害によって住家に被害を受けた場合に、被害の程度を証明する書類です。市町村が調査を行い、被害状況(全壊・半壊といった家屋の損壊の程度、床上・床下浸水といった被害など)を認定し、証明書を発行します。
税金の減免や義援金分配など各種支援を受けるために必要な書類となります。
また、被災証明書は、自然災害によって被害を受けた事業所(事務所、工場、店舗等)の被害程度を証明するものです。これは、個人が住む家屋(住家)の被害を証明する罹災証明書とは異なり、事業活動に使用する建物や設備が対象となります。

□個人の場合→『雑損控除』の適用ができます

◆雑損控除
災害または盗難もしくは横領によって、「雑損控除の対象になる資産の要件」にあてはまる資産について損害を受けた場合には、一定の金額(※)の所得控除を受けることができます。
※次の①と②のうちいずれか多い方の金額

- ①(損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額)-(総所得金額等)×10%
- ②(災害関連支出の金額-保険金等の額)-5万円

◆雑損控除の対象になる対象者及び資産の要件
◇資産の所有者が納税者又は納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族でその年の総所得金額等が48万円以下の方
◇棚卸資産もしくは事業用固定資産等または「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

◆申告等の方法
確定申告書に雑損控除に関する事項を記載するとともに、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付するか提示してください。
※損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年の所得金額から控除することができます。



□法人の場合→災害損失等を特別損失として計上できます

◆資産の評価損
法人の有する棚卸資産、固定資産または一定の繰延資産につき災害による著しい損傷が生じたことにより、その時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、損金経理をすることにより、評価損を計上して損金の額に算入することができます。

◆復旧のために支出する費用
法人が災害により被害を受けた被災資産について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、次のとおりとなります。

- ①修繕費として扱うもの
 - ・被災資産についてその原状を回復するための費用
 - ・被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水または土砂崩れの防止等のために支出する費用
- ②資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合
被災資産について支出する費用の額のうち、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。



□激甚災害の指定があった場合

《激甚災害とは?》
激甚災害とは、国民経済に著しい影響を及ぼし、地方財政の負担を緩和し、被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害のことです。中央防災会議の意見を聴いた上で、政令で指定されます。



木村敬知事は定例記者会見で県内で大きな被害が出たことに関し、国から財政支援を受けられる激甚災害指定について、国に要望する考えを示されました。また、石破首相は8月上旬からの記録的な大雨について、各地で甚大な被害が出ているとして、熊本を含む全国を対象に、『激甚災害』に指定する方針を明らかにしました。激甚災害に指定されると、国からの財政支援が手厚くなり、被災地の復旧・復興が加速されます。具体的には、地方公共団体の災害復旧事業への国庫補助率のかさ上げや、中小企業に対する特別の助成措置などが講じられます。



第3弾 LPガス支援金の申請が始まっています



エネルギー等の価格高騰の影響による支援としてLPガスを利用している契約者を対象に支援金が支給されます。今回は第3弾となり、生活者は1契約につき5,000円、事業者は1事業者あたり10,000円が1回限り支給されます。対象となる方は忘れずに申請をお願いいたします。

【申請締切】令和7年10月14日(火)消印有効

【申請方法】郵送またはオンラインでの申請

※第2弾に支給を受けられた方で、現在も同じ契約内容でLPガスをご利用の方は今回新たに申請する必要はございません。

ふるさと納税の改正

1. ふるさと納税の仲介サイトのポイント禁止

総務省は「利用者に対しポイントを付与するサイトを通じて自治体が寄付を募ることを令和7年10月から禁止する」などのふるさと納税制度のルール見直しを令和6年6月に発表しています。この制度改正は、自治体の経費削減とポイント目的の寄付を減らすことを目的とされています。ふるさと納税の寄付は年末に集中することが多いですが、**9月までは各ポータルサイトのポイント還元が続くことから、高ポイント付与を希望するのであれば9月30日までに寄付されることをおすすめします。**



2. 今後の改正(令和8年10月～)

①加工品における原材料基準の明確化

区域内で生産された原材料を100%使用している場合にのみ返礼品として認められます。また、熟成肉・精米についても改めてその基準が徹底されます。

②付加価値基準の導入

返礼品の価格の半分以上の付加価値が区域内で生み出されたことを証明し、公表することが義務付けられます。

③「ゆるキャラ」グッズ等の基準明確化

自治体のキャラクターグッズなどを地場産品として扱う場合、そのキャラクターが「自治体の広報活動に資するもの」であることの具体的な実績や計画を示すことが新たに要件として加わ

ります。

④体験型返礼品(買物券など)の基準明確化

返礼品として提供される買物券などは、区域内で生産された農作物のみを取り扱う直売所など、提供されるサービスと地域との間に強い関連性があるものに限定されます。

第31回西親会ゴルフコンペを開催します！

味覚の秋、スポーツの秋、そしてゴルフの秋が近づきました。本年も西親会のゴルフコンペを、下記の予定で開催致します。皆様ぜひ奮ってご参加くださいませ。

お電話でも受け付けております ☎ 096-368-2030
※自社商品等を協賛頂ける企業様がございましたら、よろしくお願い申し上げます。

日時 令和7年11月7日(金)
7:45現地集合 スタート8:14～

場所 チサンカントリークラブ御船
熊本県上益城郡御船町高木2721-2

☎ 096-282-3411

会費 3,000円
プレー代9,400円(昼食券付) ロッカー代別途330円
カートフィー別途550円

競技方法 ダブルペリア方式 ※詳しくは別紙にて

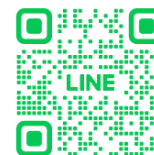


LINE配信を始めています

皆様に毎月配信しています「未来税務会計ニュース」についてLINE配信を本格的に開始しております。配信希望の方は下記の手続きによりお友達追加をよろしくお願いいたします。

《LINE配信手続》

- ①右記のQRコードを読み取り
- ②お友達登録 ※公式アカウントに表示されます
- ③登録後は必ず「会社名・屋号」「氏名」をトークルームにお送りください。



電子ニュース希望の方は
news@mirazeimu.com まで



石原畜産株式会社
(お肉のいしはら)

美味しいお肉を消費者へ届けることをモットーに、菊池川地域の自然豊かで静かな山中で丹精込めて育てた自社牧場ブランド“なごみ牛”です。

お肉はとても柔らかく、塩コショウだけで十分な美味しさが伝わると思います♪

自社牧場で育て上げた牛を自社の精肉店にて加工販売まで行っていますので非常に新鮮なお肉をお買い上げいただけます。また、牛肉のほか、馬刺しの販売も行っています。近くを通られた際には是非お立ち寄りください！
※ふるさと納税でもご賞味いただけます。



【お問い合わせ】

●お肉のいしはら
〒861-0924
熊本県玉名郡和水町太田黒 243-1
TEL.FAX-0968-34-3945



製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel：096-368-2030 / Fax：096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>